山田町告示第　号

山田町移住お試し住宅運営要綱を次のように定め、令和２年　月　日から施行する。

令和２年　月　日

山田町長　　佐　藤　信　逸

山田町移住お試し住宅運営要綱

（趣旨）

第１　この要綱は、山田町への移住・定住及び交流活動を促進し、関係人口の増加による町の活性化を図るため、移住希望者の生活体験及び交流活動に供する山田町移住お試し住宅（以下「施設」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

（施設）

第２　施設の名称、位置、構造及び面積は、次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 名称 | 位置 | 構造 | 面積 |
| 山田町移住お試し住宅 | 下閉伊郡山田町山田  第５地割４６番地１ | 木造・平屋建て | ５９．６２㎡ |

（対象者）

第３　施設を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 本町に住民登録を行っていない者

(2) 次のア及びイ、ウのいずれかに該当する者

ア　在住地からの移住を検討している者及びその家族

イ　町内でインターンシップ等を行う者

ウ　その他町長が特に利用を認める者

(3) 次のア及びイに該当しない者

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号第２条第６号）に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。)

イ　暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

（申請）

第４　施設の利用を希望する者は、利用開始７日前までに山田町移住お試し住宅利用申請書（様式第１号。以下「申請書」という。）を町長に提出するものとする。

（利用の決定）

第５　町長は、第４の規定による申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、山田町移住お試し住宅利用決定通知書（様式第２号。「以下決定通知書」という。）を申請者に交付するものとする。

（利用期間）

第６　施設の利用可能期間は別表に掲げるとおりとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）の期間は除くものとする。

２　利用期間は、決定通知書に記載した期間の満了により終了し、延長は認めないものとする。

（利用料）

第７　施設の利用料は、別表に掲げるとおりとする。

２　利用者は前項に規定する利用料を、町長が発行する納入通知書により指定された期日までに納入しなければならない。

３　第１項の利用料には、光熱水費（電気料、水道料）、燃料費（ガス代）を含むものとし、それらを除く経費（飲食費、灯油代、日常の消耗品等に係る費用、交通費等）はすべて利用者の負担とする。

４　既納の利用料は、還付しない。ただし、町長が特に認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

５　町長は、特に必要と認めるときは、利用料を減額し、又は免除することができる。

（遵守事項）

第８　利用者は、第７第１項に定めた利用料を納めた後、町職員の立会いのもと施設の原状確認を行い、町職員から施設の鍵を受け取り利用するものとする。この場合において、利用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 施設をその目的以外に使用しないこと。

(2) 留守や就寝時に施錠する等施設を善良に管理すること。また、鍵

を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。

(3) 火気の取扱いには十分注意し、寒冷時には水道の凍結防止に配慮

すること。

(4) 備付けの備品及び什器類（食器やその他家具）を適切に取り扱う

こと。

(5) ごみは、決められたルールに従い分別すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（制限される行為）

第９　利用者は、施設及びその敷地内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。

(2) 興行、展示会その他これに類する催しを開催すること。

(3) 文書、図書その他印刷物を貼付又は配布すること。

(4) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。

(5) 近隣の住民に迷惑を及ぼす行為をすること。

(6) 申請書に記載された利用者以外の者を宿泊させること。

(7) 施設の全部又は一部を転貸、又はその権利を譲渡すること。

(8) 町長の承諾を得ずに、動物を飼育すること。

(9) その他施設の使用にふさわしくない行為をすること。

（利用決定の取消し）

第１０　町長は、利用者に第８及び第９の規定に違反する行為があったと認めた場合又は施設を継続して利用させることが困難であると認める場合は、第５の規定による利用の決定を取り消すことができる。

（明渡し)

第１１　利用者は、利用期間が満了した場合又は第１０の規定に基づき利用決定が取り消された場合にあっては、町職員の立会いのもと直ちに施設を明け渡し、鍵を返還しなければならない。この場合において、利用者は施設の清掃を行い、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該施設及びその敷地を原状回復しなければならない。

２　町長は、前項の規定に基づき、利用者が行う原状回復の内容及び方法について、あらかじめ利用者と協議するものとする。

（立入り）

第１２　町長は、施設の防火、火災の延焼、構造の保全その他施設の管理上特に必要があると認めるときは、利用者の承諾を得ず町職員を施設内に立ち入らせることができるものとする。

２　利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできないものとする。

（損害賠償）

第１３　利用者は、故意又は過失により施設の建物、設備、備品等を破損、汚損又は滅失したときは、速やかにその旨を町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。

（事故免責）

第１４　施設が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内又は敷地内で発生した事故及び火災について、町長はその責務を負わないものとする。

（補則）

第１５　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表（第６、７関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 利用可能期間 | 利用料（１人・１泊当たり） |
| １泊２日から  ３０泊３１日まで | ５００円 |